修繕単価契約書

湖西市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、次のとおり修繕単価契約を締結する。

1　件　名	令和 8 年度市役所庁舎照明 LED 化修繕（器具流用）
2　履行場所	湖西市役所庁舎（湖西市吉美 3268 番地）
3　履行期間	契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 10 日まで
4　契約単価	本契約書末尾の契約単価表のとおり（税抜）
5　支払限度額	金 1,400,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
6　契約保証金	免除

（契約書類及び適用関係）

第 1 条　乙はこの契約書（末尾の契約単価表を含む。）及び別添の「令和 8 年度市役所庁舎照明 LED 化修繕（器具流用）仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、修繕を完成させる。仕様書は本契約の一部を構成する。

2　契約書と仕様書の定めが抵触するときは契約書を優先する。契約書及び仕様書に定めのない事項については、湖西市契約規則（以下「規則」という。）及び関係法令による。

（施工箇所及び数量の指定）

第 2 条　甲は乙と協議の上、施工箇所、区分及び数量を、施工前に書面（電子メール等記録が残る方法を含む。）で指定する。乙は、指定された範囲で施工する。

2　仕様書及び入札時の予定数量は参考数量であり、甲は当該数量又は契約限度額までの発注を保証しない。

3　乙は甲の事前承諾なく施工箇所、区分又は数量を変更してはならない。既存器具の流用が不適切と判明した場合は当該箇所の施工を停止し、甲の指示を受ける。

（施工、安全管理）

第 3 条　乙は関係法令及び仕様書に従い、安全確保、施設・備品の養生、適切な施工及び廃棄物の適正処理を行う。

（監督、完了届及び検査）

第 4 条　甲は必要に応じ施工状況を監督し、乙に報告又は是正を求めることができる。

2　乙は指定された修繕を完了したときは、速やかに施工箇所・区分・数量の実績表及び仕様書所定の書類を添えて甲に完了を届け出る。

3　甲は完了届を受けたときは遅滞なく検査を行う。乙は甲が求める場合は検査に立ち会い、必要な説明を行う。

4　不合格の場合、乙は甲が指定する期間内に自己の費用で補修等を行い、再度検査を受ける。ただし、乙の責めに帰さない事由による場合は協議する。

（引渡し及び危険負担）

第 5 条　修繕目的物の引渡しは、甲の検査に合格した時に完了する。引渡し前の目的物の滅失・損傷その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由によるものを除き乙の負担とする。

（修繕代金及び支払）

第 6 条　修繕代金は、実施数量に契約単価（税抜）を乗じた額を合計し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えて算定する。円未満の端数は、合計した税抜金額に税率を適用して切り捨てる。

2　甲が支払う修繕代金の税抜累計額は契約限度額を超えない。乙は限度額を超える施工を行ってはならない。

3　乙は検査合格後、適法な請求書を提出できる。甲は請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

4　本契約において部分払は行わないものとする。

（契約不適合責任）

第 7 条　引渡しを受けた目的物が種類、品質又は数量について契約内容に適合しないときは、甲は乙に対し、補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求できる。ただし、甲の責めに帰すべき事由による不適合についてはこの限りでない。

2　甲は民法の定めるところにより、代金減額、損害賠償又は契約解除を請求できる。追完その他の請求に係る通知期間等は民法その他適用法令による。

（履行期限の延長及び契約変更）

第 8 条　乙は天災その他やむを得ない理由により期限までに履行できないときは、理由を記載した書面で甲に延長を申請する。

2　甲が契約内容の変更について協議を申し出たときは、乙はこれに応じる。変更は甲乙協議の上、書面により行う。

3　乙は自己の責めに帰さない理由で履行が困難になったときは、理由を記載した書面で変更を申し出ることができる。

（履行遅滞及び遅延損害金）

第 9 条　乙に履行遅滞が生じたときは、甲は規則第 41 条に従い、同条に定める遅延利息又は延滞違約金を徴収する。算定日数及び減免は規則第 41 条及び第 42 条による。

2　甲の代金支払が遅延した場合の遅延利息は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律その他適用法令による。

（損害賠償及び第三者損害）

第 10 条　乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は法令に従い賠償する。甲の責めに帰すべき事由による損害は甲の負担とし、双方に原因がある場合はその割合を協議する。

（契約の解除）

第 11 条　甲は乙が履行期限内に履行しないとき又は履行の見込みがないと認めるとき、契約に関する不正が判明したとき、乙又は下請等が湖西市暴力団排除条例に定める暴力団員等又は密接な交際等を有する者に該当するとき、その他法令又は契約に違反したときは、規則第 52 条に従い契約を解除できる。

2　甲が前項により解除したときは、乙は規則第 52 条第 3 項に従い、免除された契約保証金相当額を損害賠償金として納付するものとし、契約保証金相当額は乙が入札時に提示した推定総額の 10%とする。なお、同条に従い不足する損害額があるときはその額を加算する。

3　甲は解除に際し、規則第 52 条第 4 項に従い、原状回復その他必要な措置を乙に求めることができる。

4　甲が契約解除について協議を申し出たときは乙はこれに応じる。乙は天災その他自己の責めに帰さない理由で解除を希望するときは、理由を記載した書面で甲に申し出る。協議解除及び履行済部分の精算は規則第 51 条による。

（権利義務の譲渡及び秘密保持）

第 12 条　乙は甲の事前の承諾なく契約上の債権を譲渡してはならない。

2　乙は履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

（紛争の解決）

第 13 条　本契約に疑義又は紛争が生じたときは、甲乙誠意をもって協議する。協議が調わない場合、本契約に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は静岡地方裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年　　月　　日

甲　住所　　静岡県湖西市吉美3268番地
　　氏名　　湖西市長　田内　浩之　　印

乙　所在地
　　商号又は名称
　　代表者職氏名　　印

契約単価表

区　分	単　位	契約単価（税抜）	参考予定数量
40形相当直管LED交換（安定器切離し含む）	1台（蛍光灯2本）	円	100台

注1　単価には仕様書に定める材料、施工、廃棄物処理その他一切の必要費用を含む。

注2　参考予定数量は発注数量を保証しない。契約単価は落札者の単価内訳書に基づき契約締結時に確定する。